

監査報告書

学校法人 堀口学園
理事 会 御中

2017年5月19日

学校法人 堀口学園

監事 鮎上 加代子

監事 水牧祥一

私たちは、学校法人堀口学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)並びに理事の業務執行状況を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか会計監査人より随時会計監査に関する報告を求め、重要な決済書類等を閲覧しつつ計算書類につき検討を加えるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記の書類は学校法人会計基準(文部科学省令25文科高第90号)に準拠しており、学校法人堀口学園の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また学校法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上

監 査 報 告 書

学校法人 堀口学園
評議員会 御中

2017年5月19日

学校法人 堀口学園

監事 岸上 加代子 

監事 水牧祥一 

私たちは、学校法人堀口学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)並びに理事の業務執行状況を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか会計監査人より随時会計監査に関する報告を求め、重要な決済書類等を閲覧しつつ計算書類につき検討を加えるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、上記の書類は学校法人会計基準(文部科学省令25 文科高第90号)に準拠しており、学校法人堀口学園の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また学校法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上